

中国大都市圏及び大手 EC サイトにおける道産品テスト販売事業委託業務 企画提案指示書

1 目的

中国への道産品の販路拡大を一層押し進めるため、R1 年度に引き続き中国国内における大都市圏での小売店舗や新たに大手 EC サイト等におけるテスト販売を実施する。

2 実施方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

3 委託期間

契約締結の日から令和 3 年 1 月 29 日（金）まで

4 委託業務の概要

- ① 上海等の中国大都市圏における小売店舗等 1 ヶ所以上でのテスト販売
- ② 中国大手 EC サイト内の店舗 1 ヶ所以上におけるテスト販売
- ③ アンケート等を通じた現地のお客様の反応を踏まえた実績報告書の作成及び報告、店舗販売並びに EC での販売における課題の検討・分析

5 委託業務の内容

(1) 出展会場、商品、輸出に係る調整等

①実施箇所及び期間

- ・ 中国大都市圏における日本商品の取り扱いを行う現地百貨店や小売店等で、道産品の販売に意欲的な店舗と連携し、1 ヶ所以上の店舗でのテスト販売を実施すること。
- ・ 中国大手 EC サイト内にて、道産品の販売に意欲的な事業者と連携し、1 ヶ所以上で EC サイトにおけるテスト販売を実施すること。
- ・ テスト販売の実施は小売店舗及び EC サイトともに 1 週間以上とすること。

②出展商品の募集及び取りまとめ

- ・ 関係機関等と連携して本取組を周知し、道内から広く参加企業を募ること。
- ・ 出展企業は道内 3 市町村以上から計 10 社以上を募ること。
- ・ 1 店舗の出展につき、道産品 100 品目以上を出品するものとする。
- ・ 商品の種類については、1 回の出展につき、北海道産の農産品、水産品、加工食品の 3 種以上の商品を含めること。
- ・ 取りまとめた企業の商品に関する販売売上げ及び在庫は、受託者に属することとする。
- ・ 商品については、道内企業及び委託者と協議の上、決定すること。

③出展商品の輸出

- ・ 商品の輸出に当たっては、受託者の指定する場所（日本国内）から、出港地（海路、空路を含む）までの輸送、輸出手続（商品の通関等輸出に係る一切の手続）、中国の目的港（海路、空路を含む）までの輸送、中国の目的港から会場の出展エリアまでの輸送を行うこと。
- ・ 商品の種類に応じ、冷凍、冷蔵、常温などの区分を踏まえ、適切な保管、管理、輸送を行い、輸出を行うこと。また、テスト販売期間中も適切な保管、管理を行うこと。
- ・ 輸出にあたっては、日本及び中国の貿易に関する関係諸法規に従い、実施すること。

(2) 出展エリアの配置、装飾、運営等に係る調整等

○小売店舗等でのテスト販売

①配置及び装飾

- ・ 出展する商品の POP 等の PR 資材を、十分に展開することが可能な面積を確保すること。
- ・ 配置については、次のスペースを設置すること。
 - ア 商品 : 商品や企業を紹介する POP 等の展示及び販売スペース
 - イ 観光・文化 : アイヌ文化・ウポポイを含む北海道観光・文化の PR スペース
 - ウ その他委託者が必要と認めるスペース
- ・ 装飾については、次の事項を踏まえ、実施すること。
 - ア エリア全体で、北海道を想起させる写真等を使用したパネル及び看板などの装飾。
 - イ 企業のロゴや写真等を活用した、企業や商品の特徴のプロモーションに資する装飾。
 - ウ 「道産品輸出用シンボルマーク」及び「食絶景北海道」の啓発資材を活用した装飾。
 - エ その他委託者が必要と認める装飾。

②備品・什器、設備等

- ・ 必要な商品棚やテーブル、椅子、冷蔵・冷凍庫等を設置するほか、その他委託者が必要と認めるものを設置すること。
- ・ 照明設備、電気設備、厨房設備（上排水設備含む）、ストックヤードのほか、その他委託者が必要と認める設備については、実施する小売店舗等と協議の上、確保すること。

③管理・運営

- ・ 出展エリアの管理・運営を行う人員を2名以上（ただし、日本人1名以上）を配置すること。

④通訳兼販売員の配置

- ・ 出展期間中、日本語と中国語の商談通訳が可能な通訳兼販売員を配置するものとし、合わせて参加企業の販売支援を行うこと。
- ・ 通訳兼販売員の配置は、出展期間中、1日あたり5名以上配置すること。
- ・ 販売員が商品や企業の特徴を紹介できるよう、必要な情報を販売員に事前に伝達すること。

⑤資材等の輸送

- ・ 商品や企業の紹介用パンフレット等の啓発資材について、企業や委託者と協議を行い、それらの取りまとめを行うとともに、中国への配送を行うほか、期間終了後、必要に応じ、北海道までの返送を行うこと。

⑥出展に向けた会場側との準備・調整全般

- ・ 出展までの準備・調整等を進めるにあたり、現地関係者との調整が必要となることから、業務開始から出展終了までの間、日本語と中国語の通訳が可能な担当者を1名以上配置すること。
- ・ 出展に係る準備、オペレーションなど、委託者が必要と認める資料を作成すること。
- ・ 出展当日までに、出展のしおりを作成し、出展企業等に対し案内を行うこと。
- ・ 会場レイアウトや啓発資材の位置等、会場側との調整状況を委託者に適宜報告すること。

⑦現地送迎

- ・ 出展期間中、バス等の車輛を借り上げ、空港、ホテル、会場間等について、道内企業等関係者の送迎を行うこと。

⑧パフォーマー等の活用

- ・ 出展エリアを盛り上げるため、中国語と日本語でイベントの司会などを実施する本道に縁のあるパフォーマーを1名以上配置すること。

⑨現地消費者向けの PR

- ・ SNS や KOL による情報発信等、テスト販売の認知向上に繋がる周知・広告を実施すること。

⑩EC サイト内店舗との連携

- ・ テスト販売の来場者に北海道産品を販売する EC サイトの閲覧や利用を促すような、小売店舗と EC サイト内店舗の連携に向けた工夫をこらすこと。

○EC サイト内店舗でのテスト販売

①販売サイトのレイアウト

次の事項を踏まえて行うこと。

ア 北海道を想起させる写真等を使用した装飾。

イ 企業のロゴや商品の動画、写真など企業や商品の特徴のプロモーションに資する装飾。

ウ 「道産品輸出用シンボルマーク」及び「食絶景北海道」の啓発資材を活用した装飾。

エ その他委託者が必要と認める装飾

②管理・運営

- ・ 中国の EC 市場に関する制度や仕組みに精通した専門家を確保すること。
- ・ 商品や企業の特徴を紹介できるよう、必要な情報を販売サイト作成者に事前に伝達すること。

③EC サイト運営者側との準備・調整全般

- ・ EC サイト運営者側との調整状況を委託者に適宜報告すること。

④KOL の活用

- ・ SNS や中国国内の KOL による情報発信、商品紹介に係る動画の配信やライブ配信など、EC サイト及び出展商品の認知度向上に繋がる周知・広告を実施すること。

⑤小売店舗との連携

- ・ EC サイトの販売促進に向けたプロモーション内にて、小売店舗でのテスト販売への来場を促すような、小売店舗と EC サイト内店舗の連携に向けた工夫をこらすこと。

(3) 出展後のフォローアップ

①アンケートの実施

- ・ 現地消費者の反応を知る手段としてアンケートの実施について会場側と協議すること。
- ・ アンケートの実施が可能な場合は、1 会場につき 50 名以上から聴取すること。なお、アンケートの内容は委託者と協議して決定することとする。

②成果・実績報告

- ・ テスト販売期間終了後、受託者は小売店及び EC サイトで行ったテスト販売について、それぞれの出展商品ごとの販売数量及び金額について取りまとめるとともに、EC サイト内での評価、KOL や SNS を用いた PR 手法の実施結果、さらには小売店舗と EC サイトの連携等に関する取組結果と今後に向けた課題などの実施結果について取りまとめを行い、報告書としてとりまとめ、それらを整理し、委託者と出展企業に報告すること。
- ・ 提出については、電子媒体（DVD1 部）、紙媒体（冊子 5 部）を作成すること。
- ・ 作成にあたり、それぞれの実施内容のほか、課題などが明確に分かる構成とすること。

(4) その他

新型コロナウイルス感染症に伴い、中国への渡航が困難になる等、事業実施の前提条件が変

化した場合の代替的な対応案についても、あわせて企画提案をすること。

6 プロポーザル参加の資格要件

- (1) 複数企業等（法人及び法人以外の団体を含む）による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）または単体企業等とする。
- (2) コンソーシアムの構成員及び単体企業等は、次のいずれにも該当すること。
 - ア 道内に本社又は事業所等（本事業を実施するために設置する場合を含む。）を有する企業、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人（以下、「特定非営利活動法人」という。）、その他法人又は法人以外の団体であること。
 - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。
 - ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、競争入札への参加を排除されている者でないこと。
 - エ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
 - オ 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を排除されていないこと。
 - カ 暴力団関係事業者等でないこと。
 - キ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - （ア）道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
 - （イ）本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
 - （ウ）消費税及び地方消費税
 - ク 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと。
 - （ア）健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - （イ）厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - （ウ）雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
 - ケ コンソーシアムの構成員が単体企業又は他のコンソーシアムの構成員として参加する者でないこと。

7 審査

企画提案は、次の事項について審査し、総合的に判断する。

- (1) 事業者の適格性
 - ア 中国市場における物販・商談や対中国への輸入手続、中国におけるEC市場・商習慣等に関し、高度な専門知識と豊富な経験を有すること。
 - イ 各業務項目の実施にあたり、企画、実施責任者や担当者のほか、販売員など適切な配置を行い、国内外における業務執行体制を有すること。
 - ウ 事業実施のスケジュール、経費積算が妥当と考えられること。
- (2) 企画提案の適合性
 - ア テスト販売を行う小売店舗及びECサイト等が、その実施規模、来店者数・閲覧者数、客層などにおいて、道産品のテスト販売を効果的に行うことが可能であること。
 - イ 商品の国内外の輸送、輸出手続（通関手続含む）など、適切な管理・保管、手続を行い、道内から現地会場までの輸出ができる体制が確保されていること。
 - ウ テスト販売を行う小売店舗、ECサイト等において、プロモーション効果を高めるための適切な周知手段が設定され、販売において十分な規模が確保されているとともに、北海道の魅力や商品の特徴等を効果的に発信できる創意工夫がなされていること。

- エ 道内から広く企業・商品を募ることができる内容となっていること。
- オ 企業や商品ごとの商談結果や販売結果、消費者の反応について取りまとめるなど、出展企業へのフィードバックや今後の取組に役立てられる実績報告がなされること。
- カ 新型コロナウイルス感染症に伴う事業実施の前提条件が変化した場合の代替案が現実的かつ本来の目的を十分に達成できるものであること。

8 業務上の留意事項

- (1) 業務内容の詳細については、道と受託者が協議し決定する。
- (2) 受託者は他の道事業とも連携し、事業を実施すること。

9 予算上限額（消費税を含む）

8,780 千円

10 参加表明書、企画提案書の提出方法

(1) 担当窓口

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道経済部経済企画局国際経済室経済交流第一係

担 当 齊藤 遼

電 話 011-204-5342 (内線) 26-655

F A X 011-232-8870 E-mail saitou.ryou1@pref.hokkaido.lg.jp

(2) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

- ア 提出期限 令和2年(2020年)6月29日15時
- イ 提出場所 (1)に同じ
- ウ 提出方法 持参あるいは郵送(書留郵便に限る)
- エ 提出様式 別添様式1のとおり

(3) 企画提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

- ア 提出期限 令和2年(2020年)7月6日15時
- イ 提出場所 (1)に同じ
- ウ 提出方法 持参あるいは郵送(書留郵便に限る)
- エ 提出様式 別添様式2のとおり

11 その他

- (1) 企画提案に要する経費は、参加事業者の負担とする。
- (2) 企画提案の採否については、文書で通知する。
- (3) 企画提案書等を参加期日までに提出しない場合は企画提案に参加の意思がないものとみなす。
なお、事前に不参加を決定した場合は、7月3日17時までに上記10(1)の担当窓口へ連絡すること。
- (4) 本業務の成果品に係る著作権は北海道に帰属する。
- (5) 手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本通貨
- (6) 契約書作成の要否
要
- (7) 関連情報を収集するための窓口

10(1)に同じ

(8) プロポーザルに関する説明

提出された企画提案書の内容についてヒアリングを行う。ただし、提出者が5名を超えるときには、書類選考を行う場合がある。

(9) 審査結果及び特定者名

公表する。